

附 則

(施行期日)

- 1 この審査基準は平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

(施行令及び施行規則改正に伴う経過措置)

- 2 平成 22 年 6 月 1 日より前にされた法第 4 条第 1 項又は法第 5 条第 1 項の許可の申請に係る審査に当たっては、別表の左欄(審査基準の該当規定)に掲げる規定については、同表の右欄(経過措置による読替え)に掲げる内容に読み替えて適用するものとする。

(施行時期)

- 3 この告示は、平成 26 年 5 月 20 日から施行し、改正後の農地法等に基づく北広島町農業委員会の処分に係る審査基準等についての規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 30 年 4 月 1 日より前にされた申請分については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年 12 月 20 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 4 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 5 年 5 月 2 2 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年6月20日から施行し、令和7年5月1日から適用する。